

広島県告示第四百六十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

因島医師会病院	名 称	尾道市因島中庄町一九六 二番地	所 在 地	平成二九年六月一八日	効力を有する期限	新規	備 考
---------	-----	--------------------	-------	------------	----------	----	-----